

令和7年度 西区「つながる・つなぐ」子ども支援事業
業務委託に係る質問と回答について

	質問	回答
1	教職員や保護者に不登校児童生徒の理解を深めていただくために研修会を開催することなどを企画する場合は、仕様書7－(4)－⑤に含まれるでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、参考ですが西区役所では令和6年度より不登校児童生徒の保護者や地域の方を対象とした講演会やワークショップを実施していますが、次年度も実施する予定です。
2	支援対象者を選定するためには、不登校児童生徒の全数把握が必要ではないかと考えますが、学校がその情報を抱え込まず、事業者と共有することが必ず叶うような説明や同意を事前に得ていただくことは可能なのでしょうか。	支援対象者については、事業対象校から区役所に対して支援に必要な情報を共有してもらったうえで、区役所から受託事業者へ情報提供します。区役所から事業対象校に対して、本件事業の主旨説明を十分に行い、不登校児童生徒の全数把握及びアセスメントに必要な情報を共有できるよう事前に調整します。
3	個別支援計画の策定にあたり、指定のフォーマットがありますでしょうか。それとも独自で作成してよいものでしょうか。	本市指定の様式はありませんので、自由様式としますが、受託事業者によるアセスメントに基づき、支援対象者のニーズ・支援目標・支援内容・他機関との連携等、具体的な内容を計画の中に明記してください。
4	家庭訪問等、保護者様との連絡調整は、事業者が直接事業専用の携帯電話等を使い、連絡をとるというイメージでよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	事業従事者の資質向上のための定められた研修は、活動時間にカウントしてもよいものでしょうか（勤務時間を含む。正し、子ども支援業務に支障のない時間）	お見込みのとおりです。
6	実施時間が想定されていますが、家庭訪問となると、相手の都合により時間帯の幅が広がる可能性があります。お示しの時間以外でも必要が生じた場合は動くことは可能でしょうか。それともこの時間に限定した動きとなりますでしょうか。	基本的には、学校内居場所を開設している時間帯での訪問支援を想定していますが、当該時間帯では支援対象者へのアプローチができない、支援につながらない等の事情がある場合は、受託事業者からの申出に基づき、支援対象者や学校における教育活動に支障のない範囲で決定します。